Ⅱ　建築関係手数料

○新潟県柏崎市手数料条例（抄）

平成１１年１２月１６日条例第３２号

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２７条及び行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本市が徴収する手数料については、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

（手数料の名称、額等）

第２条　徴収する手数料の名称、額等は、別表のとおりとする。

２　公簿、公文書若しくは図面の謄本又は抄本の交付及び閲覧は、市長が公衆に示しても支障がないと認めたものに限る。

３　手数料は、別表に定めがあるもののほか、１申請又は１請求を１件としてこれを徴収する。ただし、次に掲げる手数料の徴収については、この限りでない。

⑴　複数の事項を一括して申請又は請求があったときは、各事項ごとに１件とする。

⑵　同一事項について２通以上の申請又は請求があったときは、１通を１件とする。

⑶　数人を列記し、おのおのその者に対して証明するときは、１人を１件とする。

⑷　その他市長が特に必要と認める場合は、別に定める方法による。

（徴収の時期）

第３条　手数料は、申請又は請求のときに徴収する。

（手数料の還付）

第４条　既納の手数料は、還付しない。

（郵便による請求）

第５条　郵便で請求するときは、手数料のほか、郵便料に相当する額を納めなければならない。

（手数料の減免）

第６条　次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。

⑴　法令の規定により取り扱うもの

⑵　国又は地方公共団体から事務上の必要により請求があったとき。

⑶　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定により保護を受けている者から手数料免除の申請があったとき。

⑷　公的年金等受給権者から戸籍又は住民票に関する記載事項証明の請求があったとき。

⑸　その他市長が免除を必要と認めたとき。

２　前項に定めるもののほか、市長が必要と認めるものについては、減額することができる。

（過料）

第７条　詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年６月２０日条例第４２号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県柏崎市手数料条例の規定は、平成１２年６月１日から適用する。

附　則（平成１２年９月１８日条例第４７号）

この条例は、平成１２年１０月１日から施行する。

附　則（平成１３年１２月２０日条例第３０号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年１２月２０日条例第３５号）

この条例中別表（２）の表第４号から第７号までの改正規定は平成１４年３月２日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

附　則（平成１４年３月２２日条例第１６号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年１２月１９日条例第３１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年１２月１９日条例第３５号）

この条例は、平成１５年１月１日から施行する。

附　則（平成１５年３月２０日条例第７号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年６月２３日条例第２７号）

この条例は、平成１５年８月２５日から施行する。

附　則（平成１５年１２月１８日条例第５６号）

この条例は、平成１５年１２月１９日から施行する。

附　則（平成１６年３月２２日条例第１４号）

この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年１月１３日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１７年３月２２日条例第４７号）

この条例は、平成１７年５月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月２２日条例第６５号）

この条例は、平成１７年５月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月２３日条例第１１号）

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年１０月３１日条例第５９号）

この条例は、平成１８年１１月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２２日条例第１７号）

この条例は、建築物の安全性の確保を図るため建築基準法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第９２号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表（３）建築基準法関係第７項の改正規定及び（６）の表を（７）の表とし、（５）の表を（６）の表とし、（４）の表を（５）の表とし、（３）の表を（４）の表とし、（２）の表を（３）の表とし、（１）の表を（２）の表とし、同表の前に１表を加える改正規定は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年９月２８日条例第４４号）

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第１９号）の施行の日から施行する。

附　則（平成２０年３月２１日条例第１１号）

この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成１９年法律第７５号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表（３）市民生活部関

係の表第７号から第１０号までの改正規定は、戸籍法の一部を改正する法律（平成１９年法律第３５号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則（平成２０年４月３０日条例第２８号）

この条例は、平成２０年５月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月２５日条例第１０号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年６月８日条例第２４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年９月１７日条例第４０号）

この条例は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月２２日条例第１０号）

この条例は、平成２４年７月９日から施行する。

附　則（平成２４年３月２２日条例第１３号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年１２月２１日条例第６６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年２月２７日条例第３号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２５日条例第３１号）

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月２５日条例第１３号）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２７年６月１日から施行する。

附　則（平成２７年４月２２日条例第４０号）

この条例は、平成２７年５月２９日から施行する。

附　則（平成２７年９月２５日条例第４９号）

この条例は、平成２７年１０月５日から施行する。ただし、別表第２号の表６の項の改正規定は、平成２８年１月１日から施行する。

附　則（平成２８年２月２６日条例第２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（不服申立てに係る経過措置）

２　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた請求に係る行政庁の不作為に係るものについては、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

附　則（平成２８年３月２５日条例第２６号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２３日条例第１６号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月２２日条例第１１号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年９月２１日条例第４７号）

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成３０年法律第６７号）第１条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則（令和元年６月２５日条例第９号）

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成３０年法律第６７号）第２条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和元年９月２４日条例第２０号）

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

○建築関係手数料一覧

別表（第 2 条関係）

●建築物

区分（床面積の合計 A）	建築確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料	
			中間検査を実施したもの	中間検査を実施しないもの
A　≦30m2	8,000　円	12,000　円	13,000　円	14,000　円
30m2＜　A　≦100m2	15,000	15,000	16,000	17,000
100m2＜　A　≦200m2	21,000	21,000	21,000	23,000
200m2＜　A　≦500m2	32,000	28,000	30,000	32,000
500m2＜　A　≦1,000m2	58,000	46,000	50,000	52,000
1,000m2＜　A　≦2,000m2	83,000	62,000	67,000	71,000
2,000m2＜　A　≦10,000m2	207,000	140,000	150,000	160,000
10,000m2＜　A　≦50,000m2	326,000	219,000	239,000	249,000
A　≧50,000m2	583,000	409,000	460,000	469,000

※中間検査が必要な建築物

1. 鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造で、3 階建て以上の共同住宅
2. 鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造で、3 階建て以上、かつ延べ床面積 500 平方メートルを超える建築物

※計画変更を伴う場合の建築確認申請手数料の算定方法

「増築する部分の床面積＋変更する部分の床面積の 2 分の 1」により算出した面積区分欄の手数料

※建築物の移転、大規模な修繕、大規模な模様替え、用途変更の算定方法

「増築する部分の床面積＋移転等する部分の床面積の 2 分の 1」により算出した面積区分欄の手数料

●建築設備・工作物

申請の種類		申請手数料	計画変更申請手数料	完了検査手数料
建築設備	昇降機（小荷物専用昇降機を除く）	14,000　円	8,000　円	20,000　円
	小荷物専用昇降機	8,000	5,000	13,000
	その他の設備	14,000	8,000	20,000
工作物（柱・擁壁・サイロ・広告塔等）		13,000	7,000	15,000

●証明手数料

申請の種類	申請手数料
確認済証、建築工事届、検査済証、確認区域外、道路位置指定等証明願い	300　円

●認定申請・認定取消申請手数料

号	認定等の種類	関係条文	手数料
1	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定	第 7 条の 6 第 1 項第 1 号、第 2 号	120,000 円
2	建築物の敷地と道路との関係の建築認定	第 43 条第 2 項 1 号	27,000 円
5	道路内における建築認定	第 44 条第 1 項第 3 号	27,000 円
17	建築物の高さの特例認定	第 55 条第 2 項	27,000 円
20	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	第 57 条第 1 項	27,000 円
21	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度指定	第 57 条の 2 第 1 項	敷地の数が 2 である場合：78,000 円 敷地の数が 3 以上である場合：78,000 円に 2 を超える敷地の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
22	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度指定取消	第 57 条の 3 第 1 項	6,400 円に現に存する敷地の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額
30	景観地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	第 68 条第 5 項	27,000 円
31	再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	第 68 条の 3 第 1 項	27,000 円
33	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定	第 68 条の 4	27,000 円
35	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定	第 68 条の 5 の 5 第 1 項、第 2 項	27,000 円
36	地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定	第 68 条の 5 の 6 第 1 項	27,000 円
40	総合的設計による一団地の建築物の特例認定	第 86 条第 1 項の規定	建築物の数が 1 又は 2 である場合：78,000 円 建築物の数が 3 以上である場合：78,000 円に 2 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額

号	認定等の種類	関係条文	手数料
41	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定	第 86 条第 2 項	建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合：78,000 円 建築物の数が 2 以上である場合：78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
44	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	第 86 条の 2 第 1 項	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合：78,000 円 建築物の数が 2 以上である場合：78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
47	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	第 86 条の 5 第 1 項	6,400 円に現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額
48	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	第 86 条の 6 第 2 項	27,000 円
49	既存建築物の他の敷地への移転に係る認定	第 86 条の 7 第 4 項	27,000 円
50	既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画に係る認定又は全体計画の変更に係る認定	第 86 条の 8 第 1 項、第 3 項	27,000 円
51	既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画に係る認定又は全体計画の変更に係る認定	第 87 条の 2 第 1 項、第 2 項	27,000 円
52	建築物の用途を変更して興行場等として使用する許可	第 87 条の 3 第 5 項	120,000 円 季節的に設けるもの及びこれに類するもの 20,000 円
53	建築物の用途を変更して特別興行場等として使用する許可	第 87 条の 3 第 6 項	160,000 円
54	敷地と道路との関係等に関する制限の適用除外に係る認定	第 43 条第 2 項、新潟県建築基準条例第 5 条第 2 項	27,000 円

●許可申請手数料

号	許可等の種類	関係条文	手数料
3	建築物の敷地と道路との関係の建築許可	第 43 条第 2 項 2 号	33,000 円
4	公衆便所等の道路内における建築許可	第 44 条第 1 項第 2 号	33,000 円
6	公共用歩廊等の道路内における建築許可	第 44 条第 1 項第 4 号	160,000 円
7	壁面線外における建築許可	第 47 条	160,000 円
8	用途地域における建築等許可	第 48 条第 1 項～13 項	200,000 円
9	用途地域における建築等許可	第 48 条第 16 項第 1 号	105,000 円
10	用途地域における建築等許可	第 48 条第 16 項第 2 号	140,000 円
11	特殊建築物等敷地許可	第 51 条	160,000 円
12	建築物の延べ面積の特例許可	第 52 条第 10 項、第 11 項、第 14 項	160,000 円
13	建築物の建ぺい率に関する特例許可	第 53 条第 4 項	33,000 円
14	建築物の建ぺい率に関する特例許可	第 53 条第 5 項	33,000 円
15	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可	第 53 条第 6 項第 3 号	33,000 円
16	建築物の敷地面積の許可	第 53 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号	160,000 円
18	建築物の高さの許可	第 55 条第 3 項	160,000 円
19	日影による建築物の高さの特例許可	第 56 条の 2 第 1 項	160,000 円
23	特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する特例許可	第 57 条の 4 第 1 項	160,000 円
24	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可	第 59 条第 1 項第 3 号	160,000 円
25	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可	第 59 条第 4 項	160,000 円
26	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	第 59 条の 2 第 1 項	160,000 円
27	都市再生特別地区内の建築制限における特例許可	第 60 条の 2 第 1 項第 3 号	160,000 円
28	特定防災街区整備地区内の建築制限における特例許可	第 67 条の 3 第 3 項第 2 号、第 5 項第 2 号、第 9 項第 2 号	160,000 円
29	景観地区内における建築物の高さの制限、壁面の位置の制限、又は建築物の敷地面積の制限に関する許可	第 68 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号、第 3 項第 2 号	160,000 円
32	再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さの許可	第 68 条の 3 第 4 項	160,000 円
34	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可	第 68 条の 5 の 3 第 2 項	160,000 円

号	許可等の種類	関係条文	手数料
37	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可	第 68 条の 7 第 5 項	160,000 円
38	仮設建築物建築許可	第 85 条第 5 項	120,000 円 季節的に設けるもの及びこれに類するもの 20,000 円
39	仮設興行場等建築許可	第 85 条第 6 項	160,000 円
42	一の敷地とみなすこと等による建築物の容積率又は各部分の高さに関する許可	第 86 条第 3 項	建築物の数が 1 又は 2 である場合：238,000 円 建築物の数が 3 以上である場合：238,000 円に 2 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
43	一の敷地とみなすこと等による現に存する建築物を考慮した建築物の容積率又は各部分の高さに関する許可	第 86 条第 4 項	建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合：238,000 円 建築物の数が 2 以上である場合：238,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
45	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する許可	第 86 条の 2 第 2 項	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合：238,000 円 建築物の数が 2 以上である場合：238,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
46	公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可	第 86 条の 2 第 3 項	建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合：238,000 円 建築物の数が 2 以上である場合：238,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額

●長期優良住宅手数料

⑴　新築住宅（住宅の新築に係る認定）

※新築に係る認定を受けている住宅を増築または改築するときは、変更認定申請となる。その場合は、新築に係る認定基準が適用され、手数料はこの欄の金額が適用される。

区分			手数料（円）	
			認定申請（法５条１項）	変更認定申請（法８条１項）
適合証または設計住宅性能評価書の写しの添付なし	１戸建ての住宅	100m2 以内	48,800	24,400
		100m2 超え 200m2 以内	76,900	38,400
		200m2 超え	104,600	52,300
	共同住宅、長屋その他１戸建ての住宅以外の住宅	１棟の戸数が　５以下	111,900	55,900
		〃　6～10	176,500	88,200
		〃　11～25	344,600	172,300
		〃　26～50	613,800	306,900
		〃　51～100	1,052,200	526,100
		〃　101～200	1,943,200	971,600
		〃　201～300	2,774,600	1,387,300
		〃　301～	3,398,000	1,699,000
適合証の添付あり ※適合証：登録住宅性能評価機関が交付した法６条１項１号に掲げる基準に適合していることを証する書類	１戸建ての住宅		7,600	3,800
	共同住宅、長屋その他１戸建ての住宅以外の住宅	１棟の戸数が　５以下	16,500	8,200
		〃　6～10	26,000	13,000
		〃　11～25	35,400	17,700
		〃　26～50	62,500	31,200
		〃　51～100	104,400	52,200
		〃　101～200	169,400	84,700
		〃　201～300	207,300	103,600
		〃　301～	220,800	110,400
設計住宅性能評価書の写しの添付あり	１戸建ての住宅		17,000	8,500
	共同住宅、長屋その他１戸建ての住宅以外の住宅	１棟の戸数が　５以下	60,500	30,200
		〃　6～10	95,100	47,500
		〃　11～25	176,000	88,000
		〃　26～50	299,200	149,600
		〃　51～100	458,600	229,300
		〃　101～200	831,900	415,900
		〃　201～300	1,132,900	566,400
		〃　301～	1,369,900	684,900

⑵　既存住宅（既存住宅の増築または改築に係る認定）

区　　分			手　数　料　（円）	
			認定申請（法５条１項）	変更認定申請（法８条１項）
適合証の添付なし	１戸建ての住宅	100m2 以内	62,300	31,100
		100m2 超え 200m2 以内	99,700	49,800
		200m2 超え	136,600	68,300
	共同住宅、長屋その他１戸建ての住宅以外の住宅	１棟の戸数が　５以下	147,600	73,800
		〃　6～10	233,600	116,800
		〃　11～25	457,400	228,700
		〃　26～50	815,800	407,900
		〃　51～100	1,399,300	699,600
		〃　101～200	2,585,200	1,292,600
		〃　201～300	3,692,000	1,846,000
		〃　301～	4,521,800	2,260,900
適合証の添付あり	１戸建ての住宅		9,700	4,800
	共同住宅、長屋その他１戸建ての住宅以外の住宅	１棟の戸数が　５以下	20,600	10,300
		〃　6～10	33,200	16,600
		〃　11～25	45,800	22,900
		〃　26～50	81,900	40,900
		〃　51～100	137,700	68,800
		〃　101～200	224,100	112,000
		〃　201～300	274,600	137,300
		〃　301～	292,600	146,300

※申請に複数棟が含まれている場合は、棟ごとの額を合算します。

⑶　その他

区　　分	手　数　料　（円）
認定申請に併せて確認申請書を審査する場合（法第６条第２項）	「建築確認申請手数+建築設備確認申請手数」を加算
譲受人を決定した場合における計画の変更の認定（法９条第１項）	2,400
地位の承継の承認（法 10 条）	2,400

●都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定申請手数料

1　新築等計画認定申請手数料

建築物の区分			適合証の添付あり	適合証の添付なし
⑴ 住戸部分の認定申請		ア　一戸建ての住宅又は戸数が 1 戸の併用住宅等	5,700 円	32,200 円
		イ　戸数が 2 戸以上 5 戸以内の共同住宅等	12,400	65,900
		ウ　戸数が 5 戸を超え 10 戸以内の共同住宅等	18,400	91,200
		エ　戸数が 10 戸を超え 25 戸以内の共同住宅等	28,000	126,700
		オ　戸数が 25 戸を超え 50 戸以内の共同住宅等	44,300	180,300
		カ　戸数が 50 戸を超え 100 戸以内の共同住宅等	76,200	256,700
		キ　戸数が 100 戸を超え 200 戸以内の共同住宅等	118,300	346,400
		ク　戸数が 200 戸を超え 300 戸以内の共同住宅等	148,400	452,900
		ケ　戸数が 300 戸を超える共同住宅等	158,000	531,200
住戸以外の部分の認定申請	⑵ 熱損失審査を要しないもの	ア　300 ㎡以内のもの	10,300	100,000
		イ　300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のもの	27,600	165,400
		ウ　2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内のもの	75,700	255,600
		エ　5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内のもの	117,800	327,300
		オ　10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内のもの	147,900	390,500
		カ　25,000 ㎡を超えるもの	184,000	454,300
	⑶ 熱損失審査を要するもの	ア　300 ㎡以内のもの	10,300	218,600
		イ　300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のもの	27,600	348,900
		ウ　2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内のもの	75,700	495,200
		エ　5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内のもの	117,800	606,500
		オ　10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内のもの	147,900	714,200
		カ　25,000 ㎡を超えるもの	184,000	814,700

〈算定例〉

区　　分	適　　用
一戸建て住宅の認定	「⑴　住戸部分の認定申請」
共同住宅の住戸のみの認定	「⑴　住戸部分の認定申請」
共同住宅全体の認定	「⑴　住戸部分の認定申請」＋「⑵　熱損失審査を要しないもの」
非住宅建築物（熱損失審査有り）	「⑶　熱損失審査を要するもの」
共同住宅と非住宅の複合建築物（熱損失審査有り）	「⑴　住戸部分の認定申請」＋「⑵　熱損失審査を要しないもの」＋「⑶　熱損失審査を要するもの」

２　変更認定申請手数料（法第 55 条第 1 項の規定に基づく変更）

⑴　増加しようとする戸数又は床面積に応じて「１　新築等計画認定申請手数料」と同じ方法で算出した額

⑵　計画変更に伴う認定申請手数料は、「１　新築等計画認定申請手数料」の半額（※100 円未満の端数があるときは切り上げ）

３　申出に対する審査手数料

認定申請に併せて建築物確認申請等を審査する場合（法第 54 条第 2 項）は、「建築確認申請手数」及び「建築設備確認申請手数」を加算した額

● 建築物省エネ法手数料

名　　称	関係条文	算定基準	用途	面積	手数料
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (新規)	法第 12 条第 1 項 法第 13 条第 2 項	モデル建物法	工場以外 (ア)	300 ㎡～2000 ㎡未満	139,200　円
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	219,500
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	283,700
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	339,000
				25000 ㎡以上	396,200
			工場等 (イ)	300 ㎡～2000 ㎡未満	42,800
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	94,000
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	136,800
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	167,700
				25000 ㎡以上	205,800
		標準入力法	工場以外 (ウ)	300 ㎡～2000 ㎡未満	336,700
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	476,500
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	584,700
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	689,400
				25000 ㎡以上	785,200
			工場等 (エ)	300 ㎡～2000 ㎡未満	47,600
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	99,900
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	143,300
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	174,900
				25000 ㎡以上	214,100

名　　称	関係条文	算定基準	用途	面積	手数料
計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (床面積増加の場合)	法第 12 条第 2 項 法第 13 条第 3 項	モデル建物法	工場以外	～300 ㎡未満	86,800　円
				300 ㎡～2000 ㎡未満	(ア)の区分の額
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	
				25000 ㎡以上	
			工場等	～300 ㎡未満	26,200　円
				300 ㎡～2000 ㎡未満	(イ)の区分の額
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	
				25000 ㎡以上	
		標準入力法	工場以外	～300 ㎡未満	211,800　円
				300 ㎡～2000 ㎡未満	(ウ)の区分の額
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	
				25000 ㎡以上	
			工場等	～300 ㎡未満	29,700　円
				300 ㎡～2000 ㎡未満	(エ)の区分の額
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	
				25000 ㎡以上	
計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(その他の場合)及び建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料(軽微変更該当証明書交付)	法第 12 条第 2 項法第 13 条第 3 項	モデル建物法	工場以外	300 ㎡～2000 ㎡未満	69,600　円
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	109,800
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	141,900
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	169,500
				25000 ㎡以上	198,100
			工場等	300 ㎡～2000 ㎡未満	21,400
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	47,000
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	68,400
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	83,900
				25000 ㎡以上	102,900
		標準入力法	工場以外	300 ㎡～2000 ㎡未満	168,400
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	238,300
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	292,400
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	344,700
				25000 ㎡以上	392,600
			工場等	300 ㎡～2000 ㎡未満	23,800
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	50,000
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	71,700
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	87,500
				25000 ㎡以上	107,100

名　　称	関係条文	算定基準		面積	手数料
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第 29 条第１項	非住宅部分でモデル建物法(オ)		300 ㎡未満	79,600　円
				300 ㎡～2000 ㎡未満	135,200
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	216,300
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	281,100
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	336,900
				25000 ㎡以上	394,600
			技術的審査を行わない場合	300 ㎡未満	10,000
				300 ㎡～2000 ㎡未満	28,400
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	76,400
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	118,400
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	148,400
				25000 ㎡以上	184,400
		非住宅部分で標準入力法(カ)		300 ㎡未満	205,700
				300 ㎡～2000 ㎡未満	334,500
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	475,600
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	584,900
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	690,500
				25000 ㎡以上	787,200
			技術的審査を行わない場合	300 ㎡未満	10,000
				300 ㎡～2000 ㎡未満	28,400
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	76,400
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	118,400
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	148,400
				25000 ㎡以上	184,400
		住宅部分	(キ)	戸建て住宅面積　200 ㎡未満	32,200
				戸建て住宅面積　200 ㎡以上	35,800
				共同住宅等面積　300 ㎡未満	63,400
				共同住宅等面積　300 ㎡～2000 ㎡未満	107,600
				共同住宅等面積　2000 ㎡～5000 ㎡未満	180,200
				共同住宅等面積　5000 ㎡以上	256,500
			技術的審査を行わない場合(ク)	戸建て住宅面積　200 ㎡未満	5,800
				戸建て住宅面積　200 ㎡以上	5,800
				共同住宅等面積　300 ㎡未満	10,000
				共同住宅等面積　300 ㎡～2000 ㎡未満	22,400
				共同住宅等面積　2000 ㎡～5000 ㎡未満	44,600
				共同住宅等面積　5000 ㎡以上	76,400

名　　称	関係条文	算定基準		面積	手数料
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第 31 条第 1 項	住宅部分又は非住宅部分の床面積の増加			(キ)の区分の額
		その他（非住宅部分でモデル建物法）		300 ㎡未満	39,800　円
				300 ㎡～2000 ㎡未満	67,600
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	108,200
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	140,600
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	168,500
				25000 ㎡以上	197,300
			技術的審査を行わない場合	300 ㎡未満	5,000
				300 ㎡～2000 ㎡未満	14,200
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	38,200
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	59,200
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	74,200
				25000 ㎡以上	92,200
		その他（非住宅部分で標準入力法）		300 ㎡未満	102,900
				300 ㎡～2000 ㎡未満	167,300
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	237,800
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	292,500
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	345,300
				25000 ㎡以上	393,600
			技術的審査を行わない場合	300 ㎡未満	5,000
				300 ㎡～2000 ㎡未満	14,200
				2000 ㎡～5000 ㎡未満	38,200
				5000 ㎡～10000 ㎡未満	59,200
				10000 ㎡～25000 ㎡未満	74,200
				25000 ㎡以上	92,200
		その他（住宅部分）		戸建て住宅面積　200 ㎡未満	16,100
				戸建て住宅面積　200 ㎡以上	17,900
				共同住宅等面積　300 ㎡未満	31,700
				共同住宅等面積　300 ㎡～2000 ㎡未満	53,800
				共同住宅等面積　2000 ㎡～5000 ㎡未満	90,100
				共同住宅等面積　5000 ㎡以上	128,300
			技術的審査を行わない場合	戸建て住宅面積　200 ㎡未満	2,900
				戸建て住宅面積　200 ㎡以上	2,900
				共同住宅等面積　300 ㎡未満	5,000
				共同住宅等面積　300 ㎡～2000 ㎡未満	11,200
				共同住宅等面積　2000 ㎡～5000 ㎡未満	22,300
				共同住宅等面積　5000 ㎡以上	38,200

<table>
<tr><th>名　　称</th><th>関係条文</th><th colspan="2">算定基準</th><th>面積</th><th>手数料</th></tr>
<tr><td rowspan="12">建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</td><td rowspan="12">法第 36 条第１項</td><td colspan="2">非住宅部分でモデル建物法</td><td></td><td>(オ)の区分の額</td></tr>
<tr><td colspan="2">非住宅部分で標準入力法</td><td></td><td>(カ)の区分の額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅部分で性能基準に適合</td><td></td><td></td><td>(キ)の区分の額</td></tr>
<tr><td>技術的審査を行わない場合</td><td></td><td>(ク)の区分の額</td></tr>
<tr><td rowspan="6">住宅部分でモデル住宅法又は仕様基準に適合</td><td rowspan="5"></td><td>戸建て住宅面積　200 ㎡未満</td><td>17,200　円</td></tr>
<tr><td>戸建て住宅面積　200 ㎡以上</td><td>18,400</td></tr>
<tr><td>共同住宅等面積　300 ㎡未満</td><td>31,000</td></tr>
<tr><td>共同住宅等面積　300 ㎡～2000 ㎡未満</td><td>55,400</td></tr>
<tr><td>共同住宅等面積　2000 ㎡～5000 ㎡未満</td><td>96,800</td></tr>
<tr><td>共同住宅等面積　5000 ㎡以上</td><td>144,200</td></tr>
<tr><td>技術的審査を行わない場合</td><td></td><td>(ク)の区分の額</td></tr>
</table>

○柏崎市建築基準法関係確認申請手数料等減免取扱い要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新潟県柏崎市手数料条例（平成１１年条例第３２号）第６条第１項第５号の規定に基づき、同条例第２条に定める手数料のうち、次条に掲げる手数料の減免について必要な事項を定める。

（減免の対象となる手数料）

第２条　減免の対象となる手数料は、次に掲げるとおりとする。

⑴　確認申請手数料

⑵　完了検査申請手数料

⑶　中間検査申請手数料

（手数料の減免）

第３条　市長は次の各号の一に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める率を手数料に乗じて得た額を減額し、又は免除することができる。

⑴　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２条に規定する被救助者の場合　１０分の１０

⑵　法令に基づく行政庁の処分により新築、改築又は移転する場合　１０分の５

⑶　災害による建築物を減失し、又は破損し、その災害の発生後１年以内に新築又は大きな修繕をする場合　１０分の５

⑷　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８５条第５項に規定する建築物等を建築する場合　１０分の５

⑸　総合的設計による一団地の住宅施設を新築する場合　１０分の５

（手数料の減免申請）

第４条　前条の規定による手数料の減免を受けようとする者は、申請をする際に前条各号に該当することを証する書類、及び確認申請手数料等減免申請書（別記第１号様式）を提出しなければならない。

附　則

この要綱は、平成１９年６月２０日から施行する。

確認申請手数料等減免申請書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

申請者住所

氏名　　㊞

確認申請手数料等減免申請書

新潟県柏崎市手数料条例第６条第１項第５号の規定により次のとおり減免してくださるよう申請します。

1　建築主	住所	
	氏名	
2　建築場所		
3　申請部分の建築物の概要	用途	
	構造	
	床面積	㎡
4　法定手数料の額		円
5　減免手数料の額		円
6　減免を必要とする理由		